

< 参 考 資 料 >

2016 年 12 月 27 日

東京電力ホールディングス株式会社

「福島第一原子力発電所における作業員の健康管理に係る取組みについて」  
の厚生労働省への報告について

本日、福島第一原子力発電所における作業員の健康管理に係る取組みについて、別紙の通り厚生労働省に報告しましたのでお知らせします。

(別紙)

福島第一原子力発電所における作業員の健康管理に係る取組みについて

以 上

福島第一原子力発電所における作業員の健康管理  
に係る取組みについて

平成28年12月27日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 目 次

1. はじめに	1
2. 健康管理に係る取組み	2
(1) ガイドラインに定める健康管理対策	2
(2) 具体的な達成目標	3
(3) 現状調査	3
(4) 目標達成に向けた仕組みの構築	5
3. 管理状況報告の結果	6
(1) 健康診断受診及び結果の状況	7
(2) 「要精密検査」判定者への対応状況	7
(3) 全体	8
4. まとめ	9
添付－1 「健康管理に係る現状調査の結果」	11
添付－2 「元請事業者から当社への報告様式（標準）」	13
添付－3 「第2四半期（7～9月）の健康診断に係る管理状況報告 の取り纏め結果」	14

## 1. はじめに

厚生労働省通達「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号)(以下「ガイドライン」という。)では、福島第一原子力発電所の労働者の健康管理対策に関して、発電所長及び元方事業者が、自らの労働者だけでなく、関係請負人においても健康管理対策が適切に実施できるよう、必要な指導及び援助を実施することについて示されました。その後、福島労働局より、ガイドラインに定める事項の実施状況の確認を行うこと、改善点が認められる場合の実施体制の見直しと元請事業者及び関係請負人への必要な指導及び援助を行うことについて、あらためて要請を受領しました。

これら健康管理対策に関し、専門機関である産業医科大学より、ガイドラインに定める要求事項を満たしていく為の具体的な達成目標(後に記載)についてご提示をいただき、当該目標の達成に向けて対策を進めることとしました。

まず、福島第一原子力発電所で作業を請負う各元請事業者を対象に、関係請負人における健康管理への関与状況(どの程度把握しているか等)について現状調査を行いました。現状調査の結果では、必ずしも全ての元請会社が関係請負人での管理状況を把握している状態にはありませんでした。

その後、達成目標を明示のもと、各元請事業者に対し、当該目標を達成する為の仕組みの構築を依頼するとともに、並行して当社は、各元請事業者での管理状況を把握する仕組みの検討を進めました。なお、各元請事業者の現状調査時、及びその後依頼した仕組みの構築状況の確認時には、各社の実態に応じた、より実効的な対策とするために、ほぼ全元請事業者を対象に一社ずつのヒアリングを行い、各社の状況や課題の把握も含めて、これを実施してきました。

なお、これらの間、産業医科大学より、各元請事業者を対象とした講演会の実施やヒアリング時に出された各課題への対応に係るご指導など、随時、ご支援をいただきながら検討を進めてきました。

本年 8 月までに各元請事業者での仕組みの構築が整ったことから、当該運用を開始させ、今回、各元請事業者より、最初となる本年 7~9 月健康診断分に対する管理状況の報告も受けました。

ガイドラインを受けた作業員の健康管理に関するこれまでの取り組み状況及び各元請事業者から管理状況報告の取り纏め結果について、以下にご報告いたします。

## 2. 健康管理に係る取組み

### (1) ガイドラインに定める健康管理対策

ガイドラインでは、福島第一原子力発電所の作業者に対する健康管理として、以下の内容が示された。

#### ア. 健康診断の実施

- ・労働者への安衛法に基づく定期健康診断、電離則に基づく健康診断を着実に実施すること
- ・健診結果について医師意見の聴取の結果、就業上の措置が必要な者に対し、意見を勘案して適切な措置を講じること

#### イ. 日常的な健康管理

- ・作業開始前に、発熱や下痢等、個々の労働者の体調の確認を行い、体調不良の場合は、医師の受診を促す等の措置を講じること
- ・健診結果により健康保持に努める必要がある労働者、長期に渡り（概ね3月以上を目安）発電所に作業従事している者に対し、健康診断実施時等の機会を捉え、医師又は保健師による保健指導を実施すること
- ・特に、過去の健診結果や、既往歴の調査、自覚症状、他覚症状の有無の検査等から、心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対しては、日常的な体調の確認を徹底するとともに保健指導の実施等により健康確保に万全を期すこと

#### ウ. 関係請負人に対する指導及び援助

- ・発電所長及び元方事業者は、関係請負人が、ア及びイに関する事項を適切に実施できるよう、必要な指導及び援助を実施すること

その後、福島労働局より受領した文書（「福島第一原子力発電所の廃炉作業における労働災害防止対策の徹底等について（再要請）」平成27年9月15日 福島労基発0915第1号）において、同様の主旨から、ガイドラインの上記イ. 及びウ. の事項について、当社、元請事業者及び関係請負人の実施状況を確認すること、その結果で改善点が認められる場合に実施体制を見直すこと、及び元請事業者及び関係請負人への必要な指導及び援助を行うことについて要請を受けた。

当時実施した一部元請事業者への聞き取りでは、関係請負人の健康管理の実態について十分に把握できてない企業があることが確認されたことから、福島労働局からの要請に対し、今後、元請事業者に対してガイドラインに定める事項の実施状況に関する確認を行い、産業医科大学の支援を受けながら、

必要な指導及び助言をしていくこととして報告を行った。(平成27年10月14日)

## (2) 具体的な達成目標

ガイドラインに定める要求事項を満たしていく為の具体的な達成目標として、産業医科大学の専門家より、以下のご指導を受けた。

### <ガイドラインに対する達成目標>

関係請負人の作業者の健康管理について、東京電力及び元方事業者が以下を実施できている状態を作り上げること。

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認していること
- ②健康診断の結果、医療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認していること
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、少なくとも第一原子力発電所で働く間は、必要な治療を継続していることを確認していること
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

上記①～⑤が実施できている状態にすることを達成目標とし、対策を検討していくこととした。

## (3) 現状調査

福島第一原子力発電所の安全推進協議会(以下、「安推協」という。)に加盟している元請事業者を対象に、元請事業者として関係請負人の健康管理の実施状況について、現状どの程度把握しているか、どの程度関与(指導・支援等)しているか等について調査を行った。調査は、調査票への回答とその確認や実態把握のためのヒアリング(各元請事業者を対象に一社ずつ実施)により行った。調査結果の概要は、以下のとおりであった。

### <調査方法>

- ・対象 : 元請事業者 45事業所(42社)
- ・調査期間、方法 : 2月25日～4月8日、調査票回答及びヒアリング

<調査結果の概要>

上記の調査対象のうち、関係請負人を有する元請事業者は、41 事業所 (38 社) であった。関係請負人のいない事業所を除く 41 事業所で集計を行った。

- ・元請事業者による関係請負人の作業員の健康診断結果の確認状況についての調査では、全ての元請事業者とも、関係請負人の作業員の健康診断結果 (一般健康診断、電離健康診断) の個票を確認していることがわかった。
- ・要精密検査や要治療と判定された関係請負人の対象者が、医師の指示どおり医療機関で検査や治療を行ったか否かの確認については、29 事業所 (約 70%) が元請事業者としての確認を行っているが、必ずしも対象者全員の検査や治療実施を確認するまでには至っていない。(「全て確認している」との回答は 25 事業所(約 60%)であった。)

【添付－1 参照】

よって、(2) に記した具体的な達成目標 (①～⑤) との対比においては、現状調査時点において、①までは、全ての元請事業者とも確実に実施できているが、②まで実施できているのは全体の約 60%の元請事業者であって、③以降の事項の実施については、それ以下であることがわかった。

【具体的な達成目標 (①～⑤) との対比】 (現状調査の時点)

関係請負人の作業員について、東京電力及び元請事業者の責任で、以下の 5 点を確実に実施できている状態の実現が必要

確認行為を行っている元請事業者

① 定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認していること	○	100%
② 健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認していること	△	約 60%
③ 医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、少なくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認していること	△	
④ 定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること	△	
⑤ 就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること	△	

#### (4) 目標達成に向けた仕組みの構築

現状調査で実態を把握した後、(2)に記した達成目標の状態を上げるための仕組みについて、各元請事業者とともに構築することとした。

具体的には、関係請負人の作業員に対する健康診断（一般健康診断、電離健康診断）の結果において、「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された作業員が、「②医療機関を受診していること」、及び「③～⑤のフォローアップがなされていること」を確認するしくみの構築についてである。

平成28年4月28日の安推協において、達成目標を明示のもと、各元請事業者に対して、これを達成する為の仕組みを構築し、順次運用を開始していくことについて依頼を行った。各元請事業者における関係請負人の数や発電所での業務の実態や健康管理に関する現状の管理方法も異なることから、方法を一律に指定することはせず、各社の状況に応じたより実効的な方法としての構築を依頼した。これに並行して当社は、各元請事業者での管理状況を当社が把握する仕組みの検討を進めた。

各元請事業者での当該仕組みの構築の期間を経て、6月～7月中旬の期間において、各元請事業者を対象に一社ずつのヒアリングを行い、各社での仕組みの構築及び運用状況、あるいは検討状況についての確認を行った。

結果、7月中旬時点で、ほとんどの元請事業者において、当該仕組みの構築のもと既に管理を開始している、あるいは仕組みの構築を進め近く運用を開始する状況にあることが確認できたことから、7月21日の安推協において、各元請事業者に対して構築した仕組みでの運用開始を依頼するとともに、当社への四半期ごとの管理状況報告を依頼した。なお、ヒアリング時には仕組みを検討中であった一部の元請事業者についても、8月末までにそれら仕組みの構築が整ったことを後に確認している。

管理状況の報告依頼内容は、元請事業者及び関係請負人の健康診断受診者数、そのうちの「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」判定者数、同判定者における対応状況として、「A（医療機関受診から事業者による就業措置まで完了）」、「B（現在、途中段階）」、「C（指導後も未受診）」別の人数とし、添付-2の様式を標準とすることとした。また、対応状況については、報告時期を違えて、「要精密検査」判定者は当該期における状況報告を、「要治療」・「要治療継続」判定者については、その2四半期後（半年後）の報告において状況報告を求めることとした。

なお、添付-2の様式を標準とするものの、各元請事業者での管理状況の



把握が目的であることから、この目的を満たすものであれば代用等も可である旨も付して依頼している。【添付－２参照】

初回報告として、第 2 四半期（7～9 月）に実施の健康診断結果での判定者の状況及び「要精密検査」判定者への対応状況について、11 月末を期限に報告を求めることとした。

なお、新たに開始した取組みであるため四半期ごとの報告としたが、今後、取組みの定着度等も考慮して頻度を見直していく予定である。

上記の仕組み構築及び運用開始に至るまでの間、一連の取組みにおいて、産業医科大学より、多くの支援を受けながら進めてきた。具体的には、ガイドライン要求事項の意義や健康管理の重要性や目標達成に向けた具体的な管理方法などに関する講演会の実施（1 月、4 月、7 月、10 月）や、各社から出された課題等に対する指導などである。

また、平成 28 年 7 月 8 日からは、厚生労働省により、作業員からの健康相談や事業者からの労働者の健康支援に関する相談を受け付ける「廃炉等作業員の健康支援相談窓口」が、発電所構内や J ヴィレッジ内の作業員のアクセスし易い場所に週 1 回の頻度で設置され、今回の取組みを進める上でも活用されるよう、各所での周知（ポスターの掲示、リーフレットの配備や作業員用 web サイトへの掲載など）や各元請事業者への案内等を実施してきた。

### 3. 管理状況報告の結果

各元請事業者での取組みを開始後、最初となる本年 7～9 月健康診断結果に対する管理状況について、各元請事業者より 11 月末を報告期限として報告を受け、それらの結果の取り纏めを行った。今回は、本取組みの検討開始時点である平成 28 年 4 月時点で安推協に加盟中の元請事業者を対象に取り纏めた。結果について、以下に示す。

<各元請事業者から当社へ報告を求めた内容>

元請事業者及び関係請負人別について、以下の人数

- ・ 7～9 月の健康診断受診者数
- ・ そのうち、「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」判定者の人数
- ・ 「要精密検査」判定者についての対応状況（A：医療機関受診から事業者による就業措置まで完了、B：現在、途中段階、C：指導後も未受診で区分）

＜結果集約の対象＞

- ・対象：元請事業者 44 事業所（41 社）※  
※現状調査時の 42 社のうち 1 社が作業終了で対象外

（1）健康診断受診及び結果の状況

期間中の健康診断受診者数は、合計 4,762 人であり、「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」のいずれかの判定がされた対象者は合計 1,139 人で、全受診者数に対する割合は 24%であった。そのうち、「要精密検査」判定者は 269 人(6%)であった。

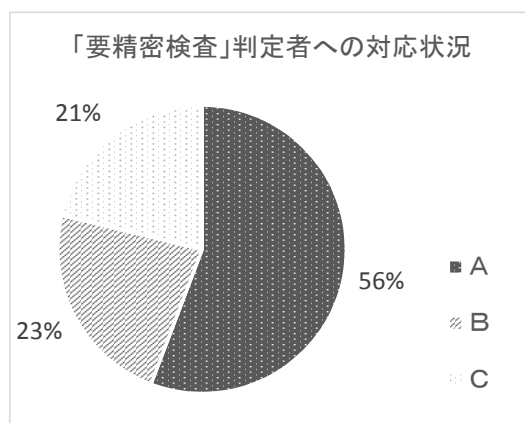
判定者の割合については、元請事業者と関係請負人とで大きな差はみられていない。

（2）「要精密検査」判定者への対応状況

今回の各元請事業者からの管理状況報告では、第 2 四半期（7～9 月）に実施の健康診断結果で「要精密検査」と判定された者に対する対応状況の報告を受けた。具体的には、「要精密検査」判定者への対応として、「A（医療機関受診から事業者による就業措置まで完了）」、「B（現在、途中段階）」、「C（指導後も未受診）」の区分ごとの人数についてである。

各元請事業者から報告された「要精密検査」判定者数及び対応状況別の人数を集計した結果を以下に示す。

- ・「要精密検査」判定者の人数 269 人
- 対応状況) A（医療機関受診から事業者による就業措置まで完了） 150 人
- B（現在、途中段階） 62 人
- C（指導後も未受診） 57 人



今回の報告で対象となった「要精密検査」判定者への対応状況については、報告を受領した時点で、既に、同判定者全体の 56%が医療機関の受診及び就業措置が完了している状況（A と回答）にあり、更に近日中の完了が見込める途中段階にある者（B と回答）を含めると約 80%となった。

このことより、各社とも構築した仕組みのもとで、所属会社や元請事業者による指導や管理が適切に実施されている状況にあると考える。また、元請事業者の社員と関係請負人に分けて集計しても大きな差はなく、関係請負人の対象者も、構築した仕組みのもとで適切に管理がなされている。

一方、「C 指導後も未受診」との回答も 21%あるが、当社への報告以降に受診が済んでいるケース、指導を継続しているケースや健康診断直後に対象者が退所したケースなどがあることも確認しており、次期のフォローアップ状況の報告において確認していく。

【添付－ 3 参照】

### （3）全体

今回の各元請事業者からの報告では、該当期間中における健康診断の実施状況、「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」判定者の人数、及び「要精密検査」判定者への対応状況について、所定の期日までに適切に報告がなされた。これは、各元請事業者において、それぞれが構築した仕組みのもとで、関係請負人の判定者への対応状況に至るまで適切に把握、管理ができていることによるものである。

先に設定した具体的な達成目標との対比においては、今回の各元請事業者での仕組みの構築により、これまで約 60%であった②以降の仕組みが構築され、また、運用開始後の今回の初回報告により、「要精密検査」判定者への対応状況については、その実績についても確認できたこととなる。

次期の第 3 四半期（10～12 月）分報告及び続く第 4 四半期（1～3 月）分報告では、それぞれ、第 2 四半期報告での「要精密検査」判定者で未対応の者のフォローアップ状況、及び「要治療」・「要治療継続」判定者に対する対応状況が報告される。このように各期における判定者を追跡して対応状況を把握していくこととしており、今後も、当該運用の継続により、それぞれの実績を確認していく考えである。

## 【具体的な達成目標（①～⑤）との対比】（仕組み構築・運用開始後時点）

関係請負人の作業員について、東京電力及び元請事業者の責任で、以下の5点を確実に実施できている状態の実現が必要

確認行為を行っている元請事業者

① 定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認していること	○	100%
② 健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認していること	○	今回構築した仕組みのもとでの運用実績を定期的に確認していく
③ 医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、少なくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認していること	○	
④ 定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること	○	
⑤ 就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること	○	

## 4. まとめ

ガイドライン発出後、具体的な達成目標を設定し、各元請事業者とともにこれを達成する為の仕組みを構築し、実施に移してきた。

そして、今回の取組み開始後の最初の報告として、各元請事業者より第2四半期（7～9月）健康診断分に対する管理状況の報告を受けた。各元請事業者からは、期日までに適切に当社への報告がなされ、それぞれが構築した仕組みが有効に機能し、各元請事業者が、自社員のみならず、関係請負人での実施状況に至るまで把握できる状態が作り上げられたことが確認できた。

また、今回の報告で対象となった「要精密検査」判定者への対応状況については、報告を受領した時点で、既に、同判定者全体の約60%が医療機関の受診及び就業措置まで完了している状況にあり、更に近日中の完了が見込める途中段階にある者を含めると約80%となった。このことより、各社とも構築した仕組みのもとで、所属会社や元請事業者による指導や管理が適切に実施されている状況にあることが確認できた。

なお、次期以降の報告では、「要精密検査」判定者のうちの未対応者のフォローアップ状況、「要治療者」・「要治療継続」判定者への対応状況なども報告

されることから、同様にこれらの実施状況の確認を行っていく。

今後においても当該取組みを継続していくとともに、発生する課題等への対応も含め、更なる改善に向けて、各元請事業者との十分なコミュニケーションのもと取り組んでいく考えである。

以上

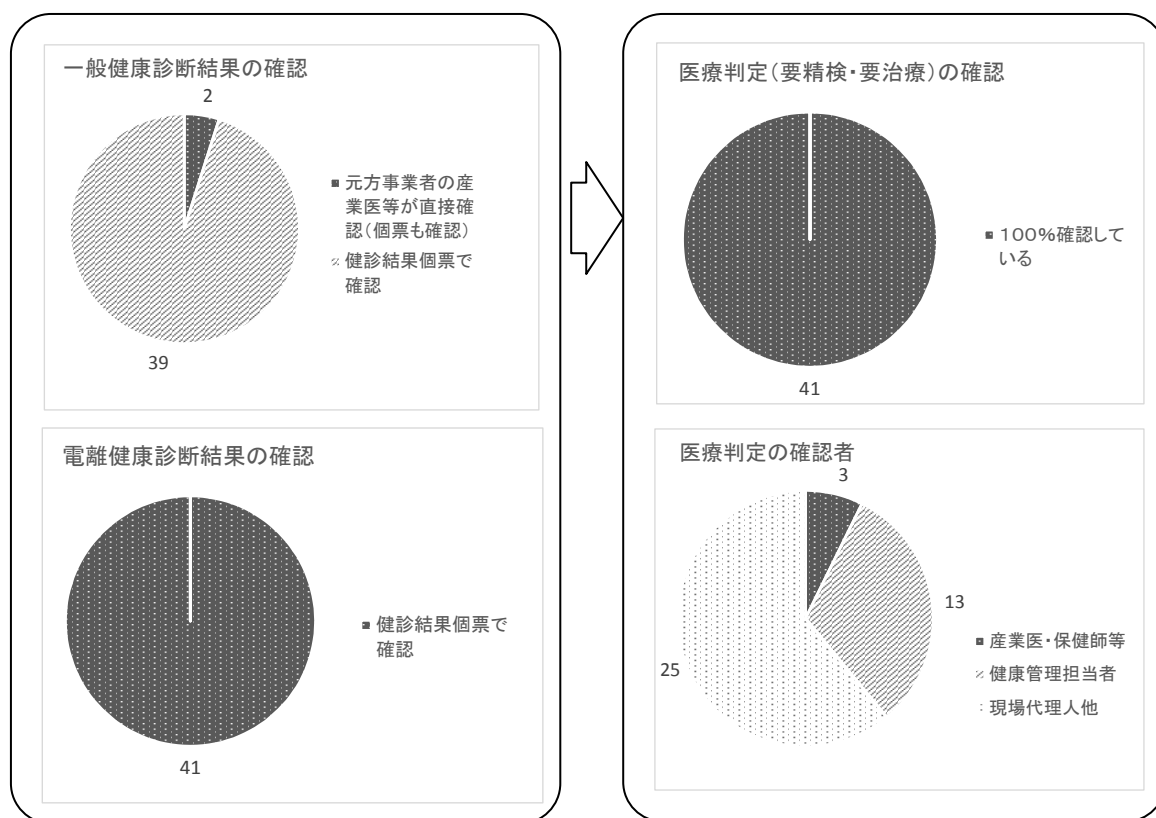
健康管理に係る現状調査の結果

<調査方法等>

- ・対象 : 元請事業者 45 事業者 (42 社)
- ・調査期間、方法 : 2月25日～4月8日、調査票への回答及びヒアリング

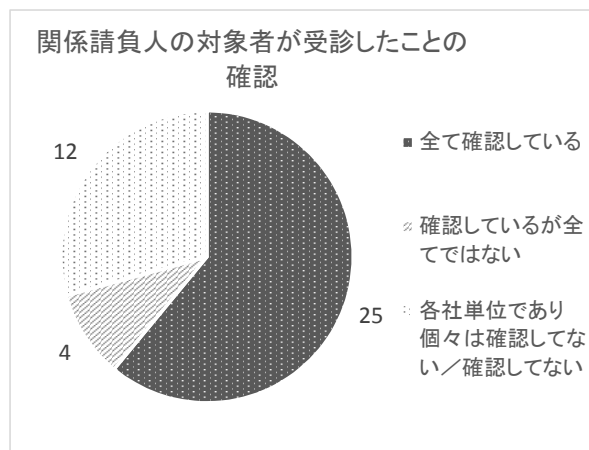
※以下は、調査対象事業者 (45 事業所) のうち、関係請負人なしの事業所を除く全 41 事業所で集計。

◆関係請負人の作業者の健康診断結果についての元請事業者による確認状況



- ・全元請事業者とも、関係請負人の作業者の健康診断結果 (一般健康診断、電離健康診断) の個票を確認している。また、健康診断結果における医療判定についても各社とも 100%確認していると回答している。
- ・医療判定の確認者は、「産業医・保健師等」としているのは、3 事業所であり、他は健康管理の担当者や現場代理人等が確認していると回答している。

- ◆医療判定で「要精密検査」・「要治療」と判定された関係請負人の対象者が医療機関を受診していること等の確認状況  
(関係請負人における当該対象者について、元請事業者としてどの程度関与しているか)



- ・要精密検査や要治療と判定された関係請負人の対象者が、医師の指示どおり医療機関で検査や治療を行ったか否かの確認については、29 事業所 (約 70%) が元請事業者としての確認を行っているが、必ずしも対象者全員の検査や治療実施を確認するまでには至っていない。(「全て確認している」との回答は 25 事業所(約 60%))

元請事業者から当社への報告様式（標準）

※様式中の薄文字部分は記載例

平成 年 月 日

**健康診断における「要精密検査」「要治療」「要治療継続」判定者の管理状況報告（H28年第2四半期）**

東京電力ホールディングス(株)  
福島第一廃炉推進カンパニー 宛

元請会社名	
現場代理人	印

**1. 全体**

	I. 7～9月の健康診断における「要精密検査」「要治療」「要治療継続」判定者数	II. 7～9月の健康診断の受診者数
元請会社	2 人	25 人
関係請負人	12 人 一次会社数( 3 社)	100 人 一次会社数( 6 社)

**2. 判定者数の内訳及び対応状況**

a. 元請会社

判定者数内訳	対応状況		
	A. 医療機関の受診から事業者による就業措置まで完了	B. 現在、途中段階	C. 指導後も未受診
要精密検査 1 人	1 人	0 人	0 人
要治療 1 人			
要治療継続 0 人			

注) 対応状況に関して、未完了の場合はその理由や課題などについて、裏面(次シート)の【記事欄】に記入願います。

b. 関係請負人

判定者数内訳	対応状況		
	A. 医療機関の受診から事業者による就業措置まで完了	B. 現在、途中段階	C. 指導後も未受診
要精密検査 5 人	3 人	2 人	0 人
要治療 4 人			
要治療継続 3 人			

次々回の四半期報告で状況を報告 (3. フォローアップ状況(2)の欄)

次回の四半期報告でその後の状況を報告 (3. フォローアップ状況(1)の欄)

**3. フォローアップ状況**

(1) 第2四半期報告の【要精密検査】判定者で、「B. 現在、途中段階」「C. 指導後も未受診」であった者のその後の状況

a. 元請会社

「B. 現在、途中段階」	第2四半期報告時人	<input type="checkbox"/>	就業措置まで完了( 人)	<input type="checkbox"/>	未完了 ( 人)	(理由)	
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
「C. 指導後も未受診」	第2四半期報告時人	<input type="checkbox"/>	就業措置まで完了( 人)	<input type="checkbox"/>	未完了 ( 人)	(理由)	
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			

b. 関係請負人

「B. 現在、途中段階」	第2四半期報告時人	2	<input checked="" type="checkbox"/>	就業措置まで完了(2 人)	<input type="checkbox"/>	未完了 ( 人)	(理由)	
			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
「C. 指導後も未受診」	第2四半期報告時人		<input type="checkbox"/>	就業措置まで完了( 人)	<input type="checkbox"/>	未完了 ( 人)	(理由)	
			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			

(2) 第2四半期報告の【要治療】・【要治療継続】判定者の対応状況

a. 元請会社

判定者数	第2四半期報告時判定者数	対応状況		
		A. 医療機関の受診から事業者による就業措置まで完了	B. 未完了	(未完了の理由や状況欄)
要治療	人	人	人	
要治療継続	人	人	人	

b. 関係請負人

判定者数	第2四半期報告時判定者数	対応状況		
		A. 医療機関の受診から事業者による就業措置まで完了	B. 未完了	(未完了の理由や状況欄)
要治療	4 人	3 人	1 人	・未完了1名は、途中で退所した為
要治療継続	3 人	3 人	人	

※なお、仮にひとりの人に複数の判定がある場合、この報告では、便宜上、「要精密検査」>「要治療」>「要治療継続」の順として、より左側の1項目に寄せて、「1人」とカウントして、お取扱いいただくようお願いいたします。

以 上



## 第2四半期（7～9月）の健康診断に係る管理状況報告の取り纏め結果

## ＜各元請事業者から当社への報告内容＞

元請事業者及び関係請負人別について、以下の人数

- ・7月～9月の健康診断受診者数
- ・そのうち、「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」判定者の人数
- ・「要精密検査」判定者についての対応状況（A：医療機関受診から事業者による就業措置まで完了、B：現在、途中段階、C：指導後も未受診で区分）

## ＜結果集約の対象＞

- ・対象：元請事業者 44事業所（41社）※（うち、関係請負人なしは3事業所）  
※現状調査時の42社のうち1社が作業終了で対象外

注）以下の集計での人数は、各元請事業者からの報告の単純集計であり、個人の所属の異動や工事件名ごとの区分（元請事業者／関係請負人）の相違などにより重複もあり得る。また、一般健康診断と電離健康診断を分けてカウントしている事業所もある。

## 1. 健康診断受診及び結果の状況

## ○健康診断受診者数

：全体 4,762人（元請事業者 1,089人 / 関係請負人 3,673人）

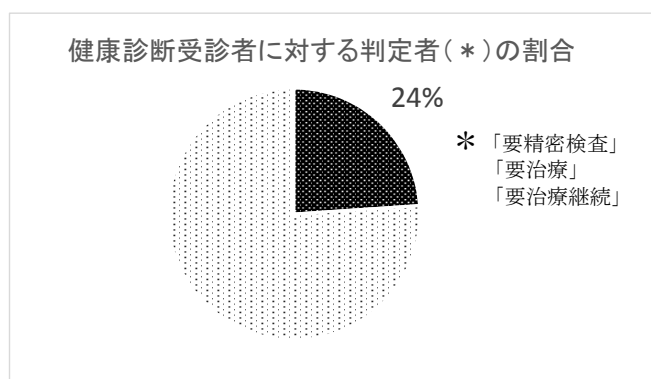
## ○判定者数合計（「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」の合計）

：全体 1,139人 [24%]（元請事業者 329人[30%] / 関係請負人 810人[22%]）

## ○判定種別ごと

「要精密検査」：269人 [6%]

「要治療」：161人 [4%] / 「要治療継続」：709人 [15%]



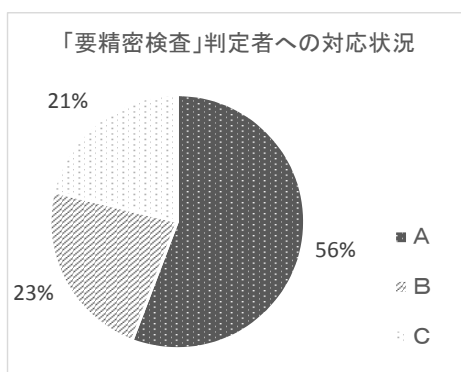
- 判定者数（3判定の計）は合計 1,139人で、全受診者数に対する割合は24%であった。そのうち「要精密検査」判定者は269人(6%)であった。
- 判定者の割合については、元請事業者と関係請負人とで大きな差はみられない。

## 2. 「要精密検査」判定者への対応状況

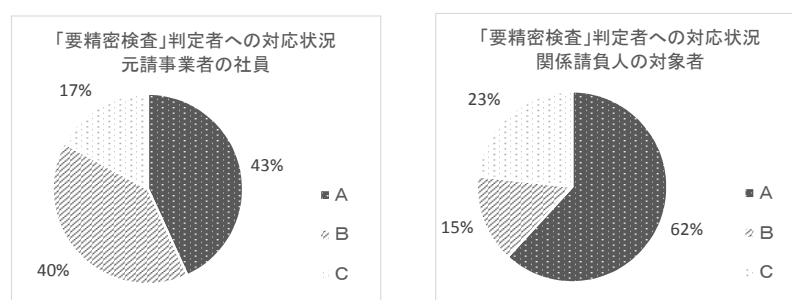
○ 「要精密検査」判定者の人数 269人（元請：88人／関係請負人：181人）

○ 対応状況別の人数

- ・ A（医療機関受診から事業者による就業措置まで完了） 150人（38人／112人）
- ・ B（現在、途中段階） 62人（35人／27人）
- ・ C（指導後も未受診） 57人（15人／42人）



（参考） 元請事業者の社員・関係請負人の対象者別



- 「要精密検査」判定者（合計 269人）への対応状況については、今回の報告を求めた時点で、「A（医療機関受診から事業者による就業措置まで完了）」としているのは、人数割合で 56%であった。同内容について「元請事業者の社員」と「関係請負人の対象者」別にみると、前者は 43%、後者は 62%であった。
- また、近日中の対応が見込まれる「B（現在、途中段階）」まで含めると、両者とも約 80%まで増加し、関係請負人の対象者であっても所属会社や元請事業者により医療機関受診の指導や実施状況の把握が実施されている状況にあると考える。
- 一方、「C指導後も未受診」との回答も 21%あるが、当社への報告以降に受診が済んでいるケース、指導を継続しているケースや健康診断直後に退所したケースなどがあることを確認しており、次期の各社からのフォローアップ状況の報告で確認していく。